

足立区フリースクール等利用者支援助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不登校児童・生徒の個々の特性に合った居場所を確保するため、不登校児童・生徒の保護者に対してフリースクール等を利用するために要する費用の一部を補助することにより、その保護者の負担を軽減し、もって、不登校児童・生徒の社会的自立を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 学校 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校(小学部及び中学部に限る。)をいう。

(2) 不登校児童・生徒 学校教育法第18条に規定する学齢児童又は学齢生徒のうち、足立区(以下「区」という。)内に住所を有する者(区において対象者に関する事項が住民基本台帳に記載されている者。以下「区民」という。)であつて、欠席日数にかかわらず、何らかの心理的、情緒的、身体的若しくは社会的要因又は背景によって、当該児童・生徒が在籍する学校へ登校しない又はすることができない状況にある者をいう。

(3) 保護者 次に掲げるいずれかに該当する者をいう。

ア 不登校児童・生徒の親権者

イ 不登校児童・生徒に親権者がいない場合は、児童・生徒の未成年後見人

ウ 不登校児童・生徒の親権者及び未成年後見人が存在しない場合は、以下のいずれかの者(以下「主たる生計維持者」という。)

(ア) 不登校児童・生徒を地方税法(昭和25年法律第226号)第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号の扶養親族としている者

(イ) 不登校児童・生徒を健康保険法(大正11年法律第70号)第3条第7項の被扶養者としている者

(ウ) 不登校児童・生徒に係るひとり親家庭等医療費助成制度に基づく医療証を有する者

(エ) 不登校児童・生徒に係る児童扶養手当証書を有する者

エ 不登校児童・生徒の親権者又は未成年後見人が存在するが、フリースクール等の利用料を負担することが困難な場合は、主たる生計維持者

(4) フリースクール等 次に掲げる要件全てに該当する民設・民営の通所型施設(法令等により設置・認可等がされている施設を除く。)をいう。

ア 不登校児童・生徒に対する支援を行うことを主たる目的として、活動していること。

イ 不登校児童・生徒の健全育成を図っていること。

ウ 不登校児童・生徒の在籍する学校及び区教育委員会との連携・協力体制が構築できること。

エ 不登校児童・生徒の毎月の通所状況や活動内容等を、当該児童・生徒が在籍する学校に報告することができること。

オ 学校の課業時間に開所していること。

カ 保護者等に対して、ホームページ等を通じて運営状況や料金体系を明らかにするなど適切に情報提供を行っていること。

キ 施設運営者の親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する者。）のみを利用対象としていないこと。

ク この要綱による助成金（以下「区助成金」という。）の交付に必要な範囲において、区教育委員会によるヒアリング及び現地確認を承諾すること。

ケ 政治活動又は宗教活動を主たる目的として活動していないこと。

コ 施設の運営主体が暴力団（足立区暴力団排除条例（平成24年足立区条例第37号。以下「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でなく、また、暴排条例第7条の規定に基づき、区助成金の交付が暴力団の活動を助長し、または暴力団の運営に利用されないこと。

サ 施設の運営主体の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員に暴力団等（暴力団並びに暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団関係者をいう。）に該当する者がいないこと。

(5) 利用料 フリースクール等から定期的又は利用の都度請求される料金のうち、不登校児童・生徒に対する支援の提供に係る対価のことをいい、入会金その他の利用料とは別に請求される料金を除く。

（助成対象者）

第3条 区助成金の交付の対象となる者は、東京都フリースクール等利用者等支援事業における助成金（以下「都助成金」という。）の交付決定を受けた不登校児童・生徒の保護者とする。

（助成対象経費）

第4条 区助成金の交付の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第6条に定める交付申請を行う日の属する年度の4月1日から3月31日の期間内に、不登校児童・生徒がフリースクール等を利用するに当たり保護者等が支出した利用料とする。この場合において、不登校児童・生徒が、複数のフリースクール等を利用しているときは、それぞれに支出する利用料の合計額を助成対象経費とすることができる。

（区助成金の額）

第5条 1月当たりの区助成金の額は、1月当たりの助成対象経費の額から1月当たりの都助成金及びその他団体等からフリースクール等の利用料に対して交付される助成金の

額を減じて得た額（１００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、不登校児童・生徒一人につき２万円を上限とする。

２ 区助成金は、予算の範囲内において交付する。

（交付申請）

第６条 区助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という）は、足立区長（以下「区長」という）が別に定める提出期間に、下記の書類を区長に提出することで、交付申請を行う。

（１） 足立区フリースクール等利用者支援助成金交付申請書（別記第１号様式。以下「申請書」という。）

（２） 都助成金の交付決定がされたことが分かる書類の写し（以下本条において「都交付決定通知」という。）

２ 申請者は、前項に定める書類の提出に代えて、足立区ホームページに定める足立区フリースクール等利用者支援助成金交付申請フォーム（以下本条において「申請フォーム」という。）にて交付申請（以下「電子申請」という。）を行うことができる。この場合において、申請者は、申請フォームに、都交付決定通知の電子データを添付して電子申請を行うものとする。

（交付決定）

第７条 区長は、前条の規定による申請書の提出又は電子申請があった場合はその内容を審査し、区助成金の交付を決定したときは足立区フリースクール等利用者支援助成金交付決定通知書（別記第２号様式）により、区助成金の不交付を決定したときは足立区フリースクール等利用者支援助成金不交付決定通知書（別記第３号様式）により、申請者に通知する。

（区助成金の請求）

第８条 前条の規定により助成金の交付の決定を受けた保護者（以下「交付決定者」という。）は、次項で定める期間ごとに、下記の書類を区長に提出することで、区助成金の支払いを請求するものとする。

（１） 足立区フリースクール等利用者支援助成金利用状況実績報告書兼請求書（別記第４号様式。以下、「実績報告書兼請求書」という。）

（２） 領収書など助成対象経費の支払い状況が分かる関係書類の写し

２ 前項で定める提出書類の期間は次のとおりとする。なお、それぞれの提出期日は、別に定める。

（１） 第１四半期（４月１日から６月３０日まで）

（２） 第２四半期（７月１日から９月３０日まで）

（３） 第３四半期（１０月１日から１２月３１日まで）

（４） 第４四半期（１月１日から３月３１日まで）

（区助成金の金額決定・交付）

第9条 区長は、前条の規定による実績報告書兼請求書の提出を受けたときは、内容を審査したうえで交付額を確定し、足立区フリースクール等利用者支援助成金金額確定通知書（別記第5号様式）により、交付決定者に通知する。

2 区長は、前項の規定により交付額を確定したときは、交付決定者の指定銀行口座等へ区助成金を振り込むものとする。

（交付決定の取消）

第10条 区長は、交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、区助成金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 第3条に定める助成対象者の要件を満たさなくなったとき

（2） 偽りその他不正の手段により交付決定又は交付を受けたとき

（3） その他区長が区助成金の交付の全部又は一部を取り消すことが妥当と判断したとき

2 区長は、前項の規定により区助成金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、足立区フリースクール等利用者支援助成金交付決定取消通知書（別記第6号様式）によって、交付決定者に通知する。

（区助成金の返還）

第11条 区長は、前条の規定により交付決定の取消をした場合において、当該取消に係る部分に関し、既に区助成金が交付されているときは、足立区フリースクール等利用者支援助成金返還請求書（別記第7号様式）にて、期限を定めてその返還を命ずる。

（変更の申請）

第12条 交付決定者は、申請書に記載した事項に変更が生じたときは、速やかに足立区フリースクール等利用者支援助成金変更申請書（別記第8号様式。以下、「変更申請書」という。）によって、区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による変更申請書の提出を受けたときは、内容の審査を行い、変更承認の可否を決定する。その結果、変更を承認したときには、足立区フリースクール等利用者支援助成金変更承認通知書（別記第9号様式）により、変更を承認しなかったときには、足立区フリースクール等利用者支援助成金変更不承認通知書（別記第10号様式）により、変更申請者に通知する。

（通所等の状況確認）

第13条 区長は、審査に必要な限りにおいて、東京都、当該不登校児童・生徒の在籍校及び通所するフリースクール等に対し、申請内容に関する確認を行うことができる。

（その他）

第14条 この要綱及び足立区補助金等交付事務規則（昭和50年足立区規則第6号）に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

付 則（7足教教相発第294号 令和7年5月1日区長決定）

この要綱は、決定の日から施行し、令和7年4月1日から適用する。